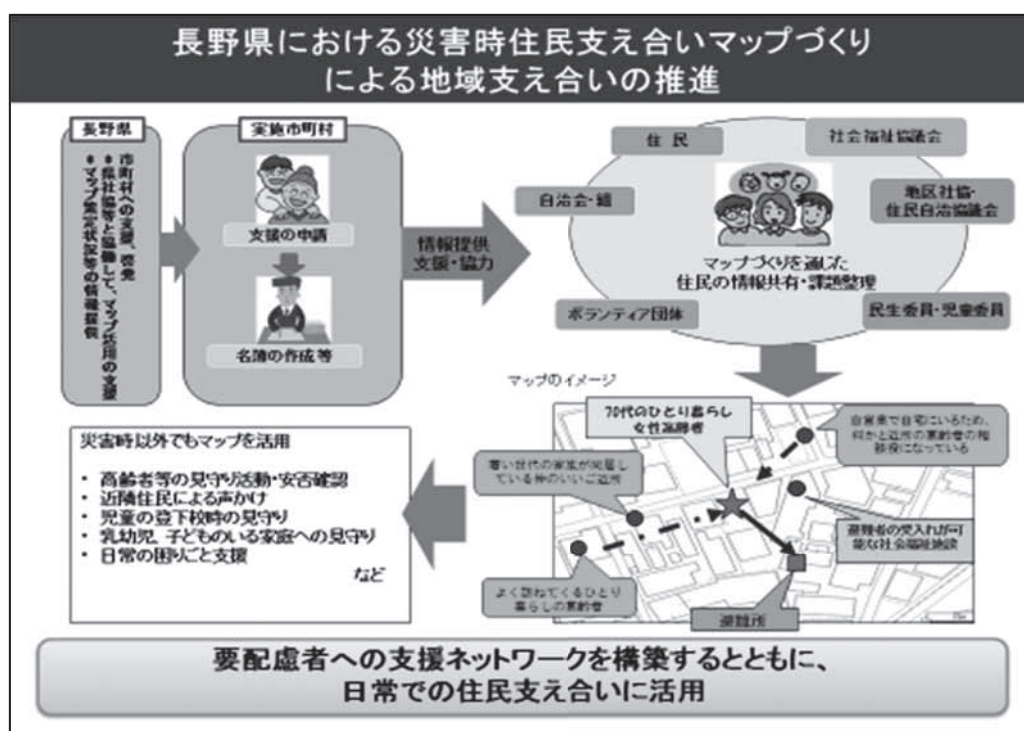


達成目標等

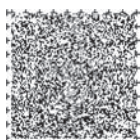
施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
市町村の「避難行動要支援者名簿」策定への支援	市町村による「災害時における障がい者・高齢者等避難支援計画」の策定に対し、必要に応じて指導・助言を実施	市町村	64	77
災害時住民支え合いマップの策定	災害時住民支え合いマップ等の策定に取り組む市町村を支援	地区数	2,491	配慮者がいる全ての地区 (2025 年度)
要配慮者利用施設を守る砂防事業	ハード対策の推進（土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設対策事業の事業完了施設数）	施設	24	55
福祉避難所の設置・運営訓練の実施	市町村による福祉避難所の設置・運営訓練の実施要請及び助言	市町村	9	77
多数の者が利用する施設	耐震化割合 ※「長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）目標」	%	89.7 (2015)	95 ※



【用語解説】

※**浸水想定区域**：河川管理者である国または県が指定した、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

※**土砂災害警戒区域**：県が指定した、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。



(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

① 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人等が身近な地域で買い物をしたり、食事に出かけることができるよう、駅舎や歩道など県民生活に密着した公共建築物や交通安全施設などに対するバリアフリー対策を積極的に推進する必要があります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の規定に基づき、公共交通事業者に対して旅客施設、車両等のバリアフリー化への対応がより推進されており、それらの事業者が行う施設等の整備への支援を一層充実していく必要があります。
- 平成28年度末までに全ての都市計画区域について、誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った都市計画区域マスタープランの第1回見直しを行いました。現在、都市計画の基となる都市計画基礎調査を進めており、この調査結果等を踏まえて第2回見直しにおいても誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進となる都市計画区域マスタープランとする必要があります。
- 障がいのある人などの意見を反映し、誰もが利用しやすい施設の整備が進むように「長野県福祉のまちづくり条例」を平成27年度に改正しました。

低床バスの普及台数(台)

	H23	H24	H25	H26	H27
車両総数	853	878	901	965	971
うち低床バス	192	200	223	249	284
普及率※(%)	28	30	33	37	41

※適用除外認定車両は除く

(国土交通省ホームページより)

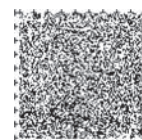
駅舎のバリアフリー化 (乗降者数3,000人以上)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
整備数(駅)	16	16	16	17	18	20
率(%)	80	76	70	74	75	77

(交通政策課調べ)

施策の展開・方向性

- 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
 - ・ 建築物のバリアフリー化を始めとする福祉のまちづくりを推進します。



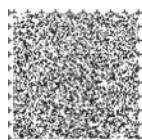
- 信州パーキング・パーミット制度[※]については、制度協力区画を増やすため企業等への協力依頼活動等、普及・啓発を推進します。
- 地域共生社会の実現を目指し、長野県地域福祉支援計画の策定を検討します。
- 誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った都市計画区域マスタープランの見直しを行います。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」を、あいサポート企業・団体と連携して推進します。また、外出時などにおいて必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」（仮称）の作成について関係団体と連携を図りながら取り組みます。

○ 交通バリアフリー化の推進

- ユニバーサルデザインの考え方を基本に、鉄道駅のバリアフリー化の施設整備、低床バスの普及促進、安全で利用しやすい交通アクセスの確保などの交通・移動対策の総合的な整備の促進を図ります。
- 音響により信号表示の状況を知らせる視覚障がい者用付加装置信号機や音響式歩行者誘導装置信号機の整備を推進します。
- 青信号を通常より長くする高齢者等感応化信号機の整備を推進します。
- 障がいのある人が携帯する白杖反射シートや端末に反応し、信号の状態を音声で知らせたり、青信号を通常より長くするPICS（歩行者等支援情報通信システム）の整備を推進します。
- 右左折車両と歩行者の交錯の防止等を目的とした歩車分離式信号機の整備を推進します。
- 歩道の設置や無電柱化、歩道の段差切下げ、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、障がいのある人の活動範囲を広げることができる歩道のバリアフリー整備を行います。

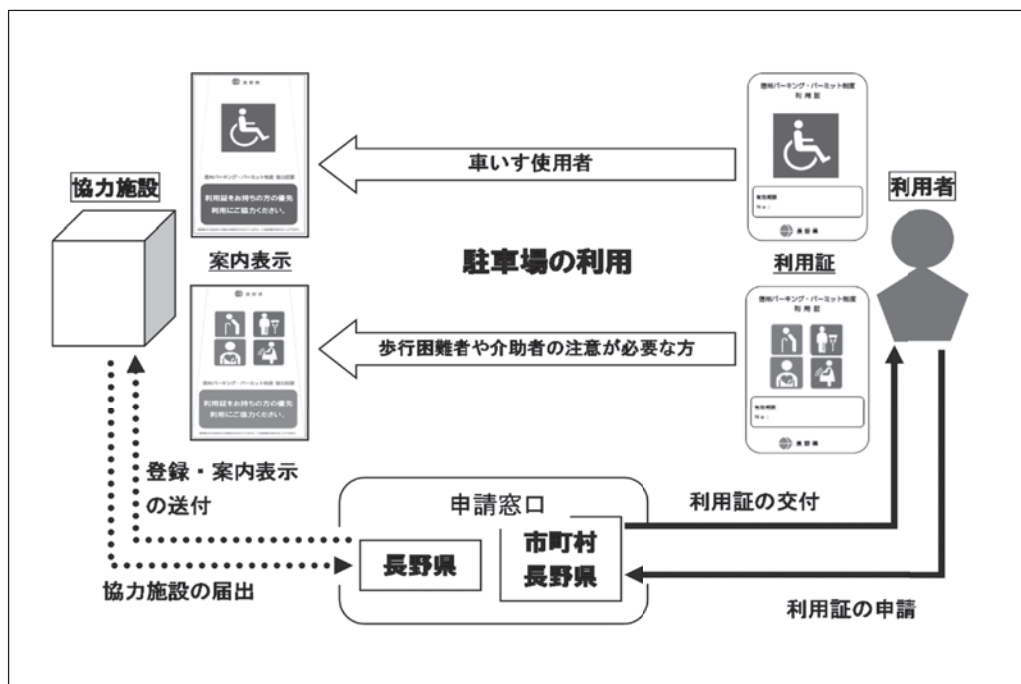
達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状	2016年度	目標	2023年度
都市計画区域マスタープラン策定	誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った都市計画区域マスタープランの第2回見直し	区域		0		20
低床バスの普及	低床バスの導入に対して助成し、障がい者等の移動手段を確保	%		46.6		100 (長野県新総合交通ビジョンの目標値を準用)
駅舎のバリアフリー化	駅舎のバリアフリー設備の整備に対して助成	駅		20		26



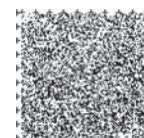
施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状	2016年度	目標	2023年度
交通安全施設等整備	視覚障がい者用付加装置信号機	箇所		441		455
	音響式歩行誘導装置信号機	箇所		328		350
	高齢者等感応化信号機	箇所		115		121
	PICS(歩行者等支援情報通信システム)	箇所		10		13
	歩者分離式信号機	基		407		447
	歩道設置	km		668		717
無電柱化推進	電線共同溝設置	km		39.0		43.2
歩道リメイク	歩道段差切下げ	箇所		1,861		2,106
交通安全対策	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	km		24.6		33.7

「信州パーキング・パーミット制度」利用手続きの流れ



【用語解説】

※パーキング・パーミット制度：公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦の人など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度。



② 住宅の整備に対する支援

現状・課題

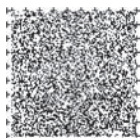
- 障がいのある人の居住環境を改善し、住み慣れた地域社会で自立して生活できるよう支援することにより、障がい者福祉の向上並びに家庭介護者の負担軽減を図ることが必要です。

施策の展開・方向性

- 障がい者にやさしい住宅改良促進事業の推進
 - ・ 日常生活をできる限り自力で行なえるように、障がいのある人の居住環境を改善し、住み慣れた家や地域で暮らし続けていけるように支援していきます。
- バリアフリー化の推進
 - ・ 県営住宅の建替や改修において、床の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を行い、障がいのある人等に配慮した住宅の整備を進めます。
 - ・ 県営住宅の建替において、地域の実情に応じて車いす利用者向け住宅の整備を行います。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
県営住宅の建替・改修	バリアフリー化	戸	2,524	2,790



4 社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

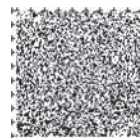
① 一般就労の促進

現状と課題

- 県内の民間企業における障がいのある人の雇用については、平成29年6月1日現在、実雇用率2.06%で、全国平均1.97%を上回っていますが、法定雇用率(2.0%)に達していない企業が未だ約4割(39.1%)あり、更なる雇用促進に向けて取り組む必要があります。
- 平成30(2018)年4月から、新たに精神障がい者が雇用義務の対象となり、法定雇用率が2.2%へ引き上げられ、また、2021年4月までには、さらなる引き上げが見込まれることから、雇用促進に努める必要があります。

施策の展開・方向性

- 相談支援体制の充実
 - ・ 10圏域に各1か所ずつ設置する「障害者就業・生活支援センター」に配置した就業支援ワーカーをはじめ、求人開拓員、障がい者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携強化を図り、就労を希望するすべての障がいのある人に対する、就労に関する相談支援体制の充実を図ります。
 - ・ 求人開拓員による職業相談を通じた相談者の個別状況の把握、それに応じた求人開拓、求人企業への同行訪問や職業紹介状の発行等を行う無料職業紹介事業の実施により、障がいのある人の一般就労を促進します。
- 一般企業への就労拡大
 - ・ 関係機関が連携して、企業における障がい特性に応じた対応方法や障がいに配慮した職場づくりのノウハウ等を共有する仕組みをつくり、障がいのある人の就労定着の支援に取り組みます。
 - ・ より多くの企業が法定雇用率を達成できるように、ハローワークや就業支援機関などと連携し、雇用促進の啓発などを行います。
 - ・ 県の障がい者民間活用委託訓練事業や国の援助制度(トライアル雇用制・ジョブコーチによる支援等)の周知・普及を行い、雇用拡大につなげます。
 - ・ 障がいのある人の就業・生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターによる個別支援を強化し、就労促進及び就労後の職場定着を図ります。
 - ・ 企業等での職場実習の場を拡大し、適切な助言指導の下で実習を行うことにより、障がいのある人の就労を促進するとともに企業側の雇用促進を図ります。



- あんま、はり、きゅうなどの資格を有する視覚障がいのある人への支援については、盲人ホーム※において専門的な技術指導を行います。
 - 特別支援学校において、一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がいのある人の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。
 - 障がいのある人を雇用する中小法人や個人事業主に対して、法人事業税と個人事業税の減税を行い、障がいのある人の雇用を促進します。
- 自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向けた仕組みづくり
- 企業向けに障がい者雇用の普及啓発を図るセミナーを開催するほか、求職者と企業の出会いの場となる合同企業説明会を開催し、障がいのある人の就労と企業の、障がいのある人の雇用を双方から支援します。
- 発達障がいのある人への就労支援
- 長野県発達障がい者支援対策協議会の体制を充実し、企業における働きやすい環境づくりなど、就労に関する課題を検討します。

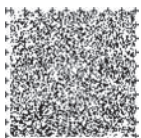
達成目標等

施策・事業名	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
法定雇用率適用企業で雇用される障がい者数	人	6,075	7,599
福祉施設から一般就労への移行者数	人	262	399 (2020 年度)

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
無料職業紹介事業による就職者数	求人開拓員による職業相談、個々の状況に応じた求人開拓、求人企業への同行訪問、職業紹介状の発行を行い就職に結びつける。	人	261	480

【用語解説】

※盲人ホーム：あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有し、自営や雇用されることの困難な視覚障がいのある人に必要な技術指導を行うことにより、その自立を図ることを目的とする施設。

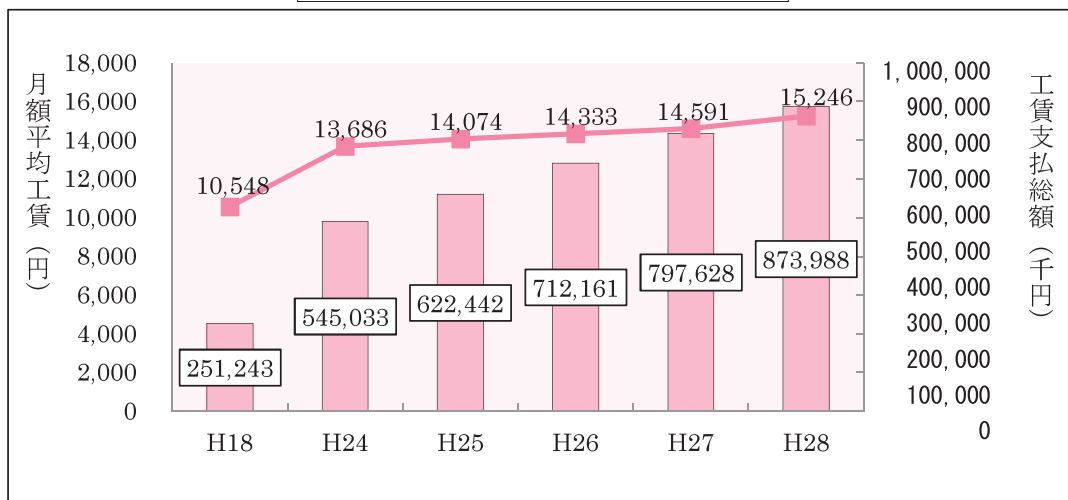


② 福祉的就労の推進

現状・課題

- 県内の就労継続支援B型事業所等（以下「事業所等」という。）で就労している障がいのある人の平成28年度月額平均工賃は15,246円となっており、障害年金と合わせても8万円程度にとどまり、地域で自立した生活を送るには、2～3万円不足している状況です。
- 平成18年度から事業所等の工賃アップに向けた取組を行ってきましたが、事業運営にあたっての販路の確保、事業所等が供給する物品・サービスの質の向上や職員の支援力の向上等が課題となっています。

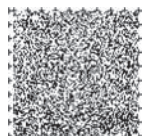
月額平均工賃及び工賃支払総額の推移



(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 工賃アップに向けた事業所間・企業等との連携の推進
 - ・ 事業所単独では受注が難しい大量の作業等の複数の事業所による共同受注や、共同販売会の開催など、事業所間の連携の促進と協力体制づくりを支援します。
 - ・ 工賃アップのためのアドバイス、企業等からの受注、販路の開拓などにより事業所等の取組を支援します。
 - ・ 事業運営にあたり、農業、林業等他分野との連携を図る取組を進めます。
- 質の高い技術導入の支援
 - ・ より質の高い作業や製品開発等に必要な知識・技術の習得のために、民間の専門的技術の導入を積極的に支援します。



- 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
 - ・ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づき、市町村等と連携しながら、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図るとともに、民間企業等においても調達が促進されるよう必要な取組を行うことにより、事業所の収益力向上を目指します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
福祉就労強化事業	地域連携促進コーディネーターの配置、共同受注等強化支援、民間技能活用支援、農業就労チャレンジ事業（月額平均工賃の向上）	円	15,246	21,000

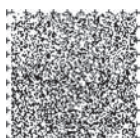
③ 農林業分野における就労支援

現状と課題

- 障がいのある人の新たな就労の場の開拓が必要となっている中で、人口減少や高齢化等により担い手が不足している農林業分野の課題と、障がいのある人の就労の場の創出という福祉分野の課題に対応するための「農福連携」・「林福連携」の取組が広がってきています。
- 県では、平成 26 年度から「農業就労チャレンジ事業」を実施し、農業就労チャレンジコーディネーターによる農家等と B 型事業所等とのマッチングや農作業現場で技術指導等を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣を行い、障がいのある人の就労機会の拡大や工賃向上に一定の成果が上がっています。
- 県内の市町村では、農産物の販路先となる企業等と地域の農業関係者等を連携させた上で就労継続支援 A 型事業所を開設し、障がいのある人の就労の場の創出と自立を促進する取組が行われており、さらなる拡大が望まれます。
- 今後は、障がいのある人が地域で自立して生活するために、農業法人等への雇用や農業に携わる障がいのある人に対する支援が必要です。

施策の展開・方向性

- 農福連携・林福連携による障がい者就労の推進
 - ・ 引き続き、農業就労チャレンジ事業を実施し、農業に取り組む事業所等への支援を強化します。
 - ・ 農業関係者に対し、障がいのある人を農業の担い手として位置付けることについての意識啓発を図るとともに、ハローワーク等の関係機関や求人開拓員などと連携し、就農への取組を進めます。



- 全国的組織の「農福連携全国都道府県ネットワーク」や「全国農福連携推進協議会」の活動に参加し、他の自治体や関係団体等と施策の調査・研究に取り組み、就労の場の拡大や農産物の販路拡大等を一層進めます。
- 農業分野での障がいのある人の就労には様々な形態があることや、農家の労働力不足の解消に繋がることなどを農業者や市町村、JA 等へ広く周知し、地域全体で障がいのある人の就農を支援していく取組を進めます。
- 農業及び林業分野での就労は、障がいのある人にとって就労機会の拡大や障がいの状態の改善に有効であり、農林業にとっても担い手の確保や荒廃農地・山林の再生等のメリットがあることから、関係部局・諸団体との連携をより一層強化します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 2016 年度	目標 2023 年度
農福連携による支援	就労継続支援事業所等に対する農業分野における就労支援	農業に取り組む事業所	109	140

障がい者の農業就労チャレンジ事業 ～地域課題への取組～

運搬の難しい圃場へ事業所全体で支援

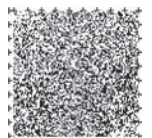


事業所：障害福祉事業所くらら（就労支援B型）
農家/農園：JA グリーンファーム東部

高齢化した市田柿農家の収穫作業



事業所：紙ふうせん、こぶし園、あゆみ園（就労支援B型）
農家/農園：（株）市田柿本舗ぶらう



(2) 移動、情報コミュニケーション支援の充実

① 移動支援の充実

現状と課題

- 移動支援事業は、野外での活動が困難な障がいのある人等に対して、外出の支援を行う事業であり、重度視覚障がい者に対する移動支援については、平成 23 年 10 月から同行援護サービスが創設されました。

地域生活支援事業の中で大きな割合を占める移動支援事業は、障がいのある人の社会生活に必要なサービスであることから、今後もニーズの高い事業であり、必要なサービスが提供されることが重要となっています。

- 福祉有償運送は、NPO法人、社会福祉法人等が会員登録を行った要介護者・要支援認定者、身体障がい者等の移動困難者に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもので、市町村運営協議会に協議し合意のうえで、県が登録しています。

- 県では、重度の視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由障がいのある人に身体障がい者補助犬（盲導犬聴導犬、介助犬）の給付を行っています。

身体障がい者補助犬利用者が社会参加できる機会が増える中、食堂や旅館などの不特定多数の人が利用する施設で身体障がい者補助犬の同伴を拒否される事案も発生しています。引き続き事業者のみならず広く県民に対しての広報、啓発を行い、補助犬利用者が安心して安全に生活できるよう、理解の促進を図る必要があります。

身体障がい者補助犬給付事業による給付頭数

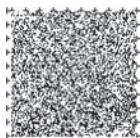
年度	S56～H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	累計
盲導犬	83	2	0	2	1	2	3	4	4	101
介助犬	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
聴導犬	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3

(障がい者支援課調べ)

身体障がい者補助犬相談窓口【相談受付状況】(H24 年度～H28 年度)

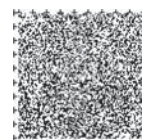
相談内容	件数	備考
飲食店での同伴拒否	5	うち県外飲食店 1
宿泊施設での同伴拒否	5	うち県外施設 2
その他観光施設等での同伴拒否	6	うち県外施設 3
計	16	

(障がい者支援課)



施策の展開・方向性

- 移動支援事業の充実
 - ・ 各市町村の移動支援の取組を調査し、市町村に対し他の自治体の取組例を紹介するなど、より積極的な事業の実施を促します。
また、市町村が十分なサービスを行えるように、国へ予算の確保を要望していきます。
- 福祉有償運送の推進
 - ・ 福祉有償運送を行う運転者の要件として「第一種運転免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、かつ国土交通大臣認定講習を受講している者」となっており、認定講習を実施する団体の会場確保等に協力し、福祉有償運送の担い手の確保に取り組みます。
- 自動車運転訓練の実施
 - ・ 総合リハビリテーションセンターにおいて、障がい者用教習車を使用した運転免許取得訓練や運転免許は所持しているが、高次脳機能障害等により運転が困難になった人に対し運転習熟訓練を行います。
- 身体障がい者補助犬の給付及び理解の促進
 - ・ 必要とされる人に身体障がい者補助犬の給付を行います。
 - ・ ポスター、リーフレット等を活用して身体障がい者補助犬に関する広報、啓発を積極的に行い、県民及び補助犬が利用する事業者に対して理解を促進します。



② 情報・コミュニケーション支援の充実

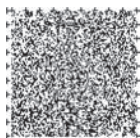
現状と課題

- 聴覚障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、情報通信機器の活用をはじめ、担い手となる手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施しています。また、視覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、点訳・朗読奉仕員の養成研修を実施するとともに、上田点字図書館等による点字図書、デイジー図書^{*}、CD等の貸出のほか、音声コード^{*}の普及、活字読み上げ装置^{*}の整備を進めています。
- 情報提供体制の充実を図るため、字幕入りビデオカセットの製作・貸出しのほか、県政テレビ番組へのテロップの挿入などを行うとともに、社会生活訓練の充実のため、聴覚障がいのある人に対して指導員が日常生活に必要な訓練を行っています。
また、中途視覚障がいのある人に対する生活訓練については、点字、ワープロ等のコミュニケーション方法や福祉機器の活用方法等の講習会を開催しています。
市町村地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業の普及とともに、今後増大する需要に対応するため、引き続き、手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読奉仕員の養成と資質の向上に努めていく必要があります。
- 意思疎通が困難な者に対する支援方法としては、手話通訳や要約筆記等がある一方、失語症者に対する意思疎通については、未だに家族以外の第三者による支援が広がっていない状況にあります。
- コンピュータやインターネットの技術の進歩と普及は、家にいながらにして、情報の取得・発信、就労などが可能となり、障がいのあるなしに関わらず、ITを活用して社会参加や仕事ができる環境が整ってきています。
このため、とりわけ障がいのある人のITに関する知識・能力の向上、パソコン等関連機器の利用環境の整備等、IT活用を総合的にバックアップする体制整備が必要です。

手話通訳・要約筆記者養成事業

区 分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
手話通訳	開催回数	31	37	42	42
	合格者数	7	2	2	1
要約筆記	開催回数	10	10	10	10
	修了者数	21	17	9	8

(障がい者支援課調べ)



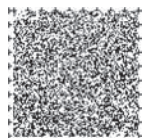
点訳・朗読奉仕員養成事業

区 分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
点 訳	開催回数	31	44	39	41
	合格者数	344	323	179	299
朗 読	開催回数	29	53	43	47
	修了者数	433	671	666	758

(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 障がい特性に応じた情報の提供
 - ・ 障がい特性に応じた情報提供のため情報通信機器の活用などの環境整備、意思疎通支援を行うための支援者等の養成や資質向上の取組を行います。
- 意思疎通支援者の養成
 - ・ 情報保障の確保のため、引き続き手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員などの養成・研修を行うとともに資質の向上に努めます。
- 点訳・朗読奉仕者の養成
 - ・ 点訳、朗読に必要な技術等の習得支援を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成
 - ・ 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行います。
- 情報提供体制の整備
 - ・ 字幕入りビデオカセットの製作・貸出しや点字図書、デイジー図書^{*}、CD図書、カセットテープ等の貸出しを行います。
 - ・ 県のホームページについて、アクセシビリティの向上も含め、障がい者や高齢者にもより使いやすくするため、改訂を進めてまいります。
- ITコミュニケーションの支援
 - ・ 障がい者のIT機器の利用を促進し、情報収集やコミュニケーションを支援するための拠点となる「障がい者ITサポートセンター」を設置し、IT利用の普及、IT活用能力の向上及びテレワーク（在宅就労）を推進する取組を行います。



- 軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する助成
 - ・ 引き続き、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語発達の支援、周囲とのコミュニケーション障がい及びそれに伴う情緒障がいの予防、改善を図ります。
また、国に対しては、補装具費支給制度の対象を拡大するよう要望します。

- バリアフリーマップ（仮称）の作成
 - ・ 外出時などにおいて必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」（仮称）の作成について関係団体と連携を図りながら取り組みます。

達成目標等

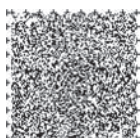
施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状	2016年度	目標	2023年度
手話通訳者の登録	手話通訳者養成講座の実施	人		167		180
要約筆記者の登録	要約筆記者養成講座の実施	人		132		170
手話の理解	初級程度の手話を使うことのできる人の割合	%		7.4		10.0

【用語解説】

※デイジー図書：DAISY(Digital Accessible Information System)という規格を用いたデジタル録音図書。長時間の録音が可能で、章や見出し、ページから読みたい部分を検索できる。専用のプレイヤーや専用の再生ソフトウェアをインストールしたパソコンが必要。

※音声コード：紙に印刷される約2cm四方の画像データ。

※活字読み上げ装置：音声コードの画像データを読み取り、音声に変換して出力する装置。



(3) スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

① スポーツ活動の振興

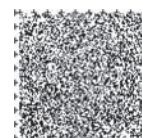
現状と課題

- 県障がい者スポーツ大会*、地区障がい者スポーツ大会、長野車いすマラソン大会*及び県障がい者スキー大会を開催し、障がいのある人がスポーツを行う機会を提供するとともに、障がい者スポーツ指導員を養成しています。
- 県障がい者スポーツ協会と連携し、障がい者スポーツの振興を図るとともに、各種スポーツの競技力向上の取組を支援しています。
- 障がい者福祉センター（サンアップル）において、スポーツ教室やレクリエーションを行い、障がいのある人がスポーツに親しむ支援をしています。
- 障がい者スポーツの普及振興とスポーツを通じた共生社会づくりの推進を目指し、「長野県障がい者スポーツ推進会議」を設置し、情報の共有や連携方策等について検討しています。
- 平成 29 年度よりスポーツを行いたい障がいのある人と指導者や場所をつなぐ「障がい者スポーツ地域コーディネーター」を設置し、障がい者スポーツの普及・振興を図っています。
- 2027 年に第 27 回全国障害者スポーツ大会が本県で開催されることになり、選手の育成・強化、県民の応援の機運醸成が必要となっています。

スポーツ実施率【全国】（過去 1 年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数）

- ・障がい者は、成人一般に比べてスポーツが行えていない。
- ・「週 1 日以上」は成人一般の半分以下。「行っていない」は成人一般の 3 倍近い。

対 象	週 1 日以上	行っていない	備 考
成人一般	40.4 %	22.6 %	H27 内閣府調査
障がい者	19.2 %	60.2 %	H27 スポーツ庁調査



施策の展開・方向性

- スポーツに親しむ機会の確保
2020年東京オリンピック・パラリンピック、2027年に本県で開催される第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会のムーブメントを活用し、地域で行う障がい者スポーツ体験会等により、障がい者スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。
- 地域における障がい者スポーツの定着
障がいのある人がその程度に応じて楽しめるスポーツが普及し、それぞれに応じたスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ指導員の養成や総合型地域スポーツクラブ等への障がい者スポーツの知識と理解の普及を進めます。

達成目標等

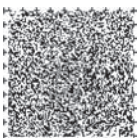
施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状	2016年度	目標	2023年度
障がい者スポーツ体験会等の実施	市町村で行う体験会や交流会の開催支援	市町村		8		63
障がいのある人のスポーツ参加促進	障がいのある人が参加するプログラムを行っている総合型地域スポーツクラブ	%		13.2		50.0



【用語解説】

※県障がい者スポーツ大会：翌年の全国障害者スポーツ大会の予選を兼ねて開催する県内最大規模の障がい者スポーツ大会。例年、選手、審判員、ボランティア等あわせて約2,000名が参加。

※長野車いすマラソン大会：毎年4月に長野マラソン大会と同時開催し、コースの基本部分は共通利用する、東日本最大級の車いすのハーフマラソン大会。



② 文化芸術活動の振興

現状と課題

- 県では、県内在住の障がいのある人等から応募のあった作品を展示、鑑賞する「長野県障がい者文化芸術祭」を開催しています。優秀作品は、県内各地で巡回展示会を行っています。また、東京 2020 参画プログラムに登録した、障がいのある人の美術作品展「ザワメキアート展～信州の障がいのある人の表現とアール・ブリュット～」を開催しています。
- 県内の生活介護または就労継続支援 B 型の障害福祉サービスを提供している事業所を対象に造形・表現活動調査を実施しています。活動している事業所は増えていますが、活動を指導・支援できる者の派遣・育成等の必要があります。
- 障がいのある人の創作活動の発信の場と、その作品を県民が広く鑑賞する機会を増やす等の取組を通して、障がい者文化芸術活動に対する理解と関心を高めていく必要があります。

文化芸術祭の来場者数等

	H27	H28	H29
会場	長野市	長野市	安曇野市
来場者数	1,605	1,767	1,005
出品数	427	531	497

造形・表現活動実施事業所数

(複数回答)

年度	回答事業所数	造形・表現活動の内容					
		絵画	書	織物・編物	音楽	ダンス	その他
27	33	25	13	20	14	8	24
28	42	33	20	16	21	9	31
29	73	54	26	31	34	12	55

(障がい者支援課調べ)

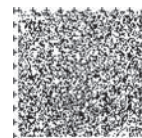
施策の展開・方向性

- 文化芸術活動の振興
 - ・ 県では、信濃美術館の整備に障がいのある人の視点を取り入れる等、障がいのある人もない人も、誰もが日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを目指します。
 - ・ ザワメキアート展、障がい者文化芸術祭及び障がい者文化芸術発表会を開催するなど、文化芸術活動の発表の場及び鑑賞機会を提供します。
 - ・ 障がいのある人等が文化芸術に親しみ、自らも楽しむことができるよう、指導者を派遣する等の事業展開を検討します。
 - ・ 障がいのある人の才能を見出し支援する方法や指導者の人材確保に向けた方策等を研究します。

第 20 回長野障がい者文化芸術祭



絵画教室



③ レクリエーション活動の振興

現状と課題

- 外出を楽しんだり旅行に出かけるなど、それぞれのニーズに応じた社会参加の機会が選択できるよう、必要な情報が提供される環境整備が必要です。
- 丘陵地や砂地などで利用できるアウトドア用車椅子を使用することで、車椅子利用者も山での散策が可能になるなど、今後も新しい機器の開発・普及に伴い、社会参加の機会の拡大が期待されます。

障がいがあるために、あきらめたり妥協したこと	(回答数 1,049 複数回答)
・旅行や遠距離の外出	30.9%
・スポーツ・文化芸術活動	14.0%

(障がいのある方の実態調査 平成 29 年 障がい者支援課)

施策の展開・方向性

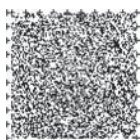
- バリアフリーマップ(仮称)の作成
 - ・ 外出時などにおいて必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」(仮称)の作成について関係団体と連携を図りながら取り組みます。
- ユニバーサルツーリズムの取組支援や情報発信
 - ・ 誰もが楽しめる観光地域づくりを進めます。
 - ・ 信州あいサポート運動を活用して、観光人材の育成や観光機運の醸成を図ります。
 - ・ ネットワークづくりによる県内推進団体の連携強化と先進事例を相互に学ぶ機会を作ります。
 - ・ モデルコースや観光地、宿泊施設等のバリアフリー情報の提供を図ります。



アウトドア用車椅子を利用することで、通常の車椅子で困難な山の散策なども楽しむことができます。



肢体不自由の人でも「デュアルスキー」を利用して、冬のスポーツを体験できます。



5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

(1) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実

① 医療体制の充実

現状と課題

- 病院等医療基盤の整備は図られてきていますが、障がいの多様化に伴う医療ニーズに応えられるよう、医療を担う人材の養成・確保を行うとともに、高度専門医療及び在宅医療の充実を図る必要があります。

施策の展開・方向性

- 地域医療・救急医療の充実
第7次保健医療計画※に基づき、医療提供体制の確保を図ります。
 - ・ 県民一人ひとりのライフステージに即した身近な医療サービスを提供するため、「かかりつけ医」としての医師の役割の定着化を支援します。
 - ・ 救急医療情報システムの効果的な運用により、救急患者の迅速な搬送と適切な治療の確保を図ります。
 - ・ 小児救急医療体制の運営を支援するとともに、救命救急センター※などの救急医療施設の充実を図ります。

長野県広域災害・救急医療情報システム（ながの医療情報ネット）

このシステムでは、県民がパソコンやスマートフォンからインターネット上で県内全ての医療機関の情報を検索できます。かかりたい診療科目や診察内容・目的、自宅からの距離に応じて、医療機関などを探すことも可能です。

また、休日や夜間における緊急時には、その時間に診察を行っている医療機関を検索することもできます。

アドレス <http://www.qq.pref.nagano.lg.jp/>

